

太田市特定健診実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき市が実施する特定健康診査及び後期高齢者健康診査並びに市が実施する特定健診（若年者）（以下「特定健診」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱において、特定健診の対象者は、次に掲げる者をいう。ただし、同一年度内において、太田市国民健康保険人間ドック検診費助成規則（平成19年太田市規則第61号）の規定による太田市国民健康保険人間ドック検診費助成金又は太田市後期高齢者医療制度に係る人間ドック検診費助成規則（平成20年太田市規則第60号）の規定による太田市後期高齢者医療制度人間ドック検診費助成金の申請をした者（特定健診の検査項目を含まない脳ドックの受診者を除く。）については、対象者とししないものとする。

- (1) 当該年度末日において40歳以上の太田市国民健康保険被保険者
- (2) 後期高齢者医療制度加入者
- (3) 当該年度末日において19歳から39歳の太田市国民健康保険被保険者

(特定健診の実施方式)

第3条 特定健診の実施方式は、個別方式と集団方式の2種類とする。

2 個別方式は、太田市と業務委託契約を締結している病院又は診療所（医師会が契約者となっている場合は、その会員の病院又は診療所を含む。）で行うものとし、前条第1号に掲げる太田市国民健康保険被保険者及び同条第2号に掲げる後期高齢者医療制度加入者のみ受診することができる。

3 集団方式は、個別方式以外の方式により、市の公共施設等で行うものとし、前条第1号及び第3号に掲げる太田市国民健康保険被保険者のみ受診することができる。

(特定健診の受診者負担額)

第4条 特定健診の受診者負担額は、無料とする。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。